

◎給与支払報告書（個人別明細書）の記入例

※訂正・再年末調整などで再度提出される場合は、摘要欄に朱書きで『再提出』と明記してください。

8 給与支払報告書（個人別明細書）

支払った給与が専従者給与の場合は「専給」と記入。

松阪市殿町1340番地1

松阪 太郎

種別	給与・賞与	支払金額	8 980 000	給与所得控除後の金額	6 982 000	所得控除の額の合計額	4 490 000	源泉徴収税額	54 800
配偶者（特別）	控除の額	特定	380 000	控除対象扶養親族等の数	1	16歳未満扶養親族の数	5	障害者の数	1
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	260 000	地震保険料の控除額	510 000	住宅借入金等特別控除の額	120 000		98 000
〇〇株式会社 令和7年8月31日退職 支払金額 2,676,000円 社会保険料 244,000円 源泉徴収税額 99,716円 (1) 松阪五郎 (10) (2) 松阪幸子 (年少)									
住宅借入金等特別控除の区分	1	居住開始年月日	28 9 8	住宅借入金等特別控除の金額	9,800,000	旧長期損害保険料の金額	193,110	所得金額調整控除の額	48,000
氏名	松阪 花子	区分	1	国民年金保険料等の金額	150,000	基礎控除の額	580,000	所得金額調整控除の額	48,000
氏名	松阪 一郎	区分	1	氏名	松阪 春子	区分	1	氏名	松阪 夏子
氏名	松阪 二郎	区分	1	氏名	松阪 秋子	区分	1	氏名	松阪 冬子
氏名	松阪 三郎	区分	1	氏名	松阪 四郎	区分	1	氏名	松阪 五郎
氏名	松阪 六郎	区分	1	氏名	松阪 七郎	区分	1	氏名	松阪 八郎
氏名	松阪 九郎	区分	1	氏名	松阪 十郎	区分	1	氏名	松阪 十一郎
氏名	松阪 十二郎	区分	1	氏名	松阪 十三郎	区分	1	氏名	松阪 十四郎
氏名	松阪 十五郎	区分	1	氏名	松阪 十六郎	区分	1	氏名	松阪 十七郎
氏名	松阪 十八郎	区分	1	氏名	松阪 十九郎	区分	1	氏名	松阪 二十郎
氏名	松阪 二十郎	区分	1	氏名	松阪 二十一郎	区分	1	氏名	松阪 二十二郎
氏名	松阪 二十三郎	区分	1	氏名	松阪 二十四郎	区分	1	氏名	松阪 二十五郎
氏名	松阪 二十六郎	区分	1	氏名	松阪 二十七郎	区分	1	氏名	松阪 二十八郎
氏名	松阪 二十九郎	区分	1	氏名	松阪 三十郎	区分	1	氏名	松阪 三十一郎
氏名	松阪 三十二郎	区分	1	氏名	松阪 三十三郎	区分	1	氏名	松阪 三十四郎
氏名	松阪 三十五郎	区分	1	氏名	松阪 三十六郎	区分	1	氏名	松阪 三十七郎
氏名	松阪 三十八郎	区分	1	氏名	松阪 三十九郎	区分	1	氏名	松阪 四十郎
氏名	松阪 四十一郎	区分	1	氏名	松阪 四十二郎	区分	1	氏名	松阪 四十三郎
氏名	松阪 四十四郎	区分	1	氏名	松阪 四十五郎	区分	1	氏名	松阪 四十六郎
氏名	松阪 四十七郎	区分	1	氏名	松阪 四十八郎	区分	1	氏名	松阪 四十九郎
氏名	松阪 五十郎	区分	1	氏名	松阪 五十一郎	区分	1	氏名	松阪 五十二郎
氏名	松阪 五十三郎	区分	1	氏名	松阪 五十四郎	区分	1	氏名	松阪 五十五郎
氏名	松阪 五十六郎	区分	1	氏名	松阪 五十七郎	区分	1	氏名	松阪 五十八郎
氏名	松阪 五十九郎	区分	1	氏名	松阪 六十郎	区分	1	氏名	松阪 六十一郎
氏名	松阪 六十二郎	区分	1	氏名	松阪 六十三郎	区分	1	氏名	松阪 六十四郎
氏名	松阪 六十五郎	区分	1	氏名	松阪 六十六郎	区分	1	氏名	松阪 六十七郎
氏名	松阪 六十八郎	区分	1	氏名	松阪 六十九郎	区分	1	氏名	松阪 七十郎
氏名	松阪 七十一郎	区分	1	氏名	松阪 七十二郎	区分	1	氏名	松阪 七十三郎
氏名	松阪 七十四郎	区分	1	氏名	松阪 七十五郎	区分	1	氏名	松阪 七十六郎
氏名	松阪 七十七郎	区分	1	氏名	松阪 七十八郎	区分	1	氏名	松阪 七十九郎
氏名	松阪 八十郎	区分	1	氏名	松阪 八十一郎	区分	1	氏名	松阪 八十二郎
氏名	松阪 八十三郎	区分	1	氏名	松阪 八十四郎	区分	1	氏名	松阪 八十五郎
氏名	松阪 八十六郎	区分	1	氏名	松阪 八十七郎	区分	1	氏名	松阪 八十八郎
氏名	松阪 八十九郎	区分	1	氏名	松阪 九十郎	区分	1	氏名	松阪 九十一郎
氏名	松阪 九十二郎	区分	1	氏名	松阪 九十三郎	区分	1	氏名	松阪 九十四郎
氏名	松阪 九十五郎	区分	1	氏名	松阪 九十六郎	区分	1	氏名	松阪 九十七郎
氏名	松阪 九十八郎	区分	1	氏名	松阪 九十九郎	区分	1	氏名	松阪 一百郎

松阪市△△△町1番地
株式会社△△△産業
氏名は名称

給与支払者の個人番号（マイナンバー）又は法人番号を右詰で記入。

年の途中で就職や退職した方については該当する欄に○をつけ、年月日を記入。

個人を特定するため生年月日は正確に記入。元号は漢字で記入。

- ・受給者の令和8年1月1日現在（中途退職者は退職時）の住所を記入。
- ・給与の支払いを受けた方の個人番号（マイナンバー）を記入。
- ・個人を特定するため氏名は正確に記入。
- ・社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の支払金額がある場合は、その金額を含めた金額を記入。また、「国民年金保険料等の金額」の欄も必ず記入。
- ・各生命保険料の支払金額がある場合は該当する欄に必ず記入
- ・住宅借入金等特別控除の適用を受けた方は、下記3点を必ず記入。
 - (1) 住宅借入金等特別控除可能額
 - (2) 居住開始年月日
 - (3) 住宅借入金等特別控除区分
- 区分について
住：一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震：震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- ※特定取得に該当する場合は該当区分の後ろへ「(特)」、特別特定取得（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）に該当する場合は「(特特)」、特例特別取得に該当する場合は「(特特特)」と記入。
令和4年居住開始の住宅が特例居住用家屋又は特例認定住宅等に該当する場合は該当区分の後ろへ「(特家)」と記入。
- ・旧長期損害保険料の支払金額がある場合は必ず記入。
- ・基礎控除の額は「給与所得者の基礎控除申告書」から転記。
- ・所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記入。

『摘要』欄について

- 支払金額等に前職分が含まれる場合は、前職における給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、支払者名、退職日を記入してください。
- 「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由に該当するものがあり、特別徴収ができない方は『普通徴収希望』と『該当理由（a・b・c・d）』のいずれかを明記してください。
- 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には氏名とその後に「（同配）」を記入してください。
- 扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の氏名を記入してください。
氏名の前には括弧書きの数字を付け、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄の個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族である場合は氏名の後に「（年少）」と、特定親族である場合は氏名の後に「（10）」のように特定親族特別控除の額の区分を記入してください。
- 所得金額調整控除の適用がある場合は要件に応じて、扶養親族の氏名とその後に「（調整）」を記入してください。
- 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、続柄、生年月日、住所、障害者又は特別障害者控除の対象である場合にはその旨、その者の合計所得金額の見積額（退職所得を除く）並びに寡婦又はひとり親控除の対象である場合にはその旨を記入してください。なお、氏名の前には「（退）」と記入してください。

◎給与支払報告書（個人別明細書）の記入上の注意点

・ 配偶者（特別）控除の金額
配偶者（特別）控除の額を記入してください。本人及び配偶者の合計所得金額によって控除の額が変わりますので、次表の分類に応じて必ず記入してください。

配偶者控除に該当するときは【有】欄に○を記入してください。
(70歳以上の場合は【老人】欄にも○を記入してください)

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額
有	従有	
○		千円 380 000

配偶者の合計所得		本人の合計所得			
配偶者控除	58万円以下	一般	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
		老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下		36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	

・ 扶養親族の記入
「16歳未満扶養親族の数」の欄には、16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の人数を記入してください。16歳未満の扶養親族の人数は市民税・県民税の非課税判定等に用いますので必ず記入してください。
「控除対象扶養親族等の数 特定」の欄には19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた者）の扶養親族の人数を記入してください。
「老人」欄には70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた者）の扶養親族の人数を記入してください。
「特親」欄には19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた者）の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の人数を記入してください。
扶養親族等及び16歳未満の扶養親族の氏名と個人番号（マイナンバー）も必ず記入してください。

国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族（国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族）がいる場合には、その人数を「非居住者である親族の数」欄に記入し、「区分」の欄へ次表の分類に応じて「01～04」のいずれかを記入してください。

(フリガナ)	マツサカ シロウ	区分	04
氏名	松阪 四郎		
個人番号	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		

控除対象扶養親族等の分類	記載方法
居住者	00
非居住者（30歳未満または70歳以上）	01
非居住者（30歳以上 70歳未満、留学生）	02
非居住者（30歳以上 70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上 70歳未満、38万円以上送金）	04

また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、「区分」の欄へ次表の分類に応じて記入してください。

(フリガナ)	マツサカ サブロウ	区分	10
氏名	松阪 三郎		
個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

・ (源泉・特別) 控除対象配偶者・配偶者の合計所得の金額
(源泉・特別) 控除対象配偶者の氏名、個人番号（マイナンバー）、合計所得金額の見積額（退職所得を含む）を記入してください。なお、退職所得を有する配偶者については、退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下の場合は摘要欄へ記入してください。記入方法についてはP. 3 下部「『摘要』欄について」を参照してください。

お問合せ先

松阪市役所 市民税課 市民税係
●電話番号: 0598-53-4035
●曜日: 月曜日～金曜日
●受付時間: 午前9時00分～午後4時30分
※祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
※各地域振興局では、給与支払報告書及び総括表の提出のみ可能です。